令和８年度魚津桃山運動公園野球場広告掲載業務募集要項

魚津桃山運動公園野球場フェンス等への広告表示を募集します。広告募集に関する必要な事項は次のとおりです。

１　施設の概要

（１）名称　魚津桃山運動公園野球場

（２）住所　魚津市出字桃山36（桃山運動公園内）

（３）施設概要　野球場　両翼　92m　センター　122m

収容人員　8,246人（内野スタンド　5,013人　外野スタンド　3,233人）

夜間照明等

（４）供用日　　１月４日～12月28日

（５）供用時間　午前９時～午後５時

※４月１日～10月31日の期間は午前９時～午後９時まで

※12月29日～翌年１月３日は休業日

（６）年間利用者数　13,232人（令和７年度実績）

２　募集の内容等

（１）募集の対象

別紙仕様書の区画において使用できる個人事業者または法人（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者）で実施要領第５条を満たす者。

（２）広告掲出場所を使用できる期間

令和９年４月１日～令和10年３月31 日（原則１年間）

※次年度は改めて申請することになります。

（３）広告掲出場所及び表示可能な広告物

ア　広告掲出場所　内外野ラバーフェンス

イ　位置、区画及び規格　別紙仕様書のとおり

※　別紙仕様書を基本としますが、仕様書以外の掲出場所があれば、競技に影響のない範囲で認めますので提案してください。

ウ　広告物の内容　魚津市広告掲載要綱第４条によるものとする。

【留意事項】

※内外野ラバーフェンスについては、再剥離タイプのシールに表示したものをラバーフェンスに貼り付けてください。

また、貼り付け等が困難な場合は表示方法等について協議してください。

※直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないよう加工を施してください。

※発光、蛍光又は反射効果を有するものを使用しないでください。

※広告物の作成、広告物の貼付及び剥離は、広告掲載者の責任において行い、これに必要な経費は広告掲載者が負担してください。

※上記２募集の内容等（３）ウの広告物の内容については、野球場における広告物の表示が、当該野球場での競技運営等に支障が生じるおそれがないよう、掲出前に市の審査を受けていただくとともに、市から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。

※野球場の利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告物の遮蔽の要請があったときは、広告物が遮蔽されることがあります。（なお、この場合でも、徴収された広告掲載料は返還されません。）

※上記のほか魚津市広告掲載要綱及び魚津桃山運動公園野球場広告掲載業務実施要領に従ってください。

３　応募手続き

申込書等の提出期間及び提出場所

ア　提出期間：令和８年11月２日（月）～令和８年12月４日（金）

午前８時30分～午後５時15分（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合：令和８年12月４日（金）午後５時15分必着

イ　提出場所：魚津市北鬼江313-2　魚津市教育委員会生涯学習・スポーツ課

ウ　提出物：・魚津市広告掲載申込書（別紙１）

・納税状況確認書類（納税証明書等）

令和７年度分　法人：納税証明書（法人市民税と固定資産税）

※本社所在地のもの

個人：納税証明書（市県民税と固定資産税）

※事業主所在地のもの

・法人等の概要がわかる書類（法人、団体等の概要、パンフレット可）

エ　提出方法：魚津市広告掲載申込書（別紙１）の提出は、持参又は郵送にて提出してください。

４　応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

・応募に参加する資格のない者が応募したとき

・所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき

・自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき

・正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき

・その他、市が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

５　広告掲載者の選定

（１）選定方法

魚津市広告掲載要綱等、関係規定に基づき審査します。

なお、複数の申し込みがある場合は、広告料の最も高い者を優先広告掲載者に、次に高い申請者を次点広告掲載者とし、掲載場所について優先広告者から決定していくこととします。なお、広告料が同額の場合については、魚津市広告検討委員会の協議により決定します。

（２）結果の発表

応募者に対して文書で通知します。また、選定した広告掲載者の所在及び名称並びに連絡先については、ホームページ等において公表します。

（３）広告掲載者の取扱い

広告掲載者は、市が指定する日までに、広告掲載申請を行い、当該申請に係る許可を受けなければ、その資格を失うものとします。

６　その他

（１）応募者は、この募集要項、仕様書、魚津市広告掲載要綱、魚津桃山運動公園野球場広告掲載業務実施要領の内容を確認の上応募してください。

（２）応募者は、広告掲載者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。

（３）本応募に要する費用は、応募者の負担とします。

（４）提出された書類等は返却しません。

７　広告掲載業務に関する問合せ先

〒937-0066　魚津市教育委員会生涯学習・スポーツ課

電話：0765-23-1046（直通）　FAX：0765-23-1052

別紙　1

魚津市広告掲載申込書

年　　月　　日

魚津市長　あて

申込者　住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）第６条の規定により、広告原稿等を添えて下記とおり申込みます。

記

件　　名		
申込者の業務内容		
広　　告　　料		
広　告　規　格　等 （区　画　数）		区画（1 区画：縦 1m×横 5m）
連絡先	担当者	
	部　　署	
	役　　職	
	電話・FAX	
	E-mail	
備　　考		・魚津市広告掲載要綱及び魚津市広告掲載基準を遵守します。

（注）本募集要項に定める書類を添付して下さい。